

外国人留学生 奨学金支給規程

当財団が指定する大学の学長推薦により応募した私費外国人留学生の中から、当財団選考・審査委員会の選考会議並びに代表理事面接の結果、奨学生に決定した留学生に対して次の通り奨学金を支給します。

1. 奨学金の支給額とその用途

1 人につき月額 10 万円。奨学金の用途は問いませんが、学業と研究及び健全な生活を営むために必要な範囲に留めておくという奨学生としての良識的な判断を前提としています。

2. 奨学金支給期間

毎年4月より最長 24 ヶ月間。

但し、次の場合、期間を短縮し、事由が起きたときまでの支給とします。

- (1) 最終学年で奨学生になり一年間で卒業・修了する場合、または卒業後上級課程に進学しない場合。
- (2) 成績その他の理由により留年する場合。
- (3) 支給期間中に修了・退学・指定校以外に転校・指定学部以外に転籍の場合。

3. 支給の方法

毎月 25 日に、本人の申告による日本国内の本人名義の銀行口座に振込支給をします。

(25 日が金融機関の休業日(土、日、祝日)にあたる場合はその直前の営業日に振込します。)

4. 支給の打ち切り

次の何れか一つに該当する場合は奨学金の支給を打ち切ります。

この場合すでに支給した奨学金の一部又は全額を返還させることがあります。

- (1) 応募書類の記載事項に、後日虚偽が発見されたとき。
- (2) 学業成績が低下して、進級の見込みがないと大学・大学院が判断したとき。
- (3) そのほか奨学生として資格要件を失ったとき(但し年齢条件は除く)。

5. 支給停止、休止

次の何れか一つに該当する場合は奨学金の支給を停止、又は休止することがあります。

この場合、すでに給付した奨学金の一部又は全部を返還させることがあります。

- (1) 長期欠席または休学するときはその期間支給を休止します。但しその理由が消滅したときは、残余期間のみに限り復活することがあります。復活後も、支給休止期間の奨学金は支給しません。
- (2) 奨学生として学業の遂行、または奨学生としての義務履行、財団との日常の連絡や課題提出の遅れなど素行が不相当と認められるときは支給を停止または保留する事があります。復活後も、支給停止または保留期間の奨学金は支給しません。

以上